

(仮称) いすみ市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見
[株式会社グリーンパワーインベストメント]

黒：先行事業での意見 赤：追加意見・修正（事務局）

1 事業特性、地域特性

(1) 事業特性【答申前文】

ア 本事業は、いすみ市の沖合約 1.8 km 以遠の約 8,431 ha の一般海域に最大で総出力 630,000 kW の洋上風力発電所を設置することにより、国及び自治体が目指す再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、地域の活性化に貢献するものとされている。

イ 設置する風力発電設備は、海面からの最大高さ約 262 m（単機出力 14,000 kW）のものを最大 45 基とする案が想定されている。

(2) 地域特性

ア いすみ市の東方海域には、器械根と呼ばれる水深 20 m 前後の浅い岩礁群が沖合 10 km 以上先まで広がっており、イセエビやタコ、アワビ、サザエなどの底生生物の生息地であり、アジやタイ、ヒラメ、イナダ、スズキなどの漁場となっている。また、千葉県固有種の大型藻類であるオオノアナメなどの希少な海藻が生育するほか、アカウミガメやスナメリの生息場所となっている。【答申前文】

イ 夷隅川河口周辺や一宮町及び御宿町の海岸等にウミガメ産卵地が存在している。【答申前文】

ウ 想定区域の周辺には、モモジロコウモリのコウモリ洞及び生息・分布情報がある。

エ 想定区域周辺の器械根及び想定区域に隣接する御宿町前面の海域では、アラメやカジメの生育が確認されている。【答申前文】

オ 想定区域及びその周辺では、アホウドリ類、ミズナギドリ類、ウミスズメ類等の希少鳥類及びサギ類、カモメ類、シギ・チドリ類等の渡りが確認されている。【答申前文】

カ 想定区域の周辺には、南房総国定公園、県立九十九里自然公園が存在し

ている。【答申前文】

キ 想定区域の周辺には、釣ヶ崎海岸公園、太東埼灯台、日在浦海浜公園広場など、太平洋（日の出）、九十九里浜等を眺望できる眺望点が存在している。【答申前文】

2 事業計画

(1) 対象事業実施区域及び関係地域【答申1(1)】

ア 海域及び陸域に設置する附帯設備（以下「附帯設備」という。）については、工事の実施による海域生物等への影響及び地形改変による植物等への影響が生じるおそれがあることから、対象事業実施区域に含めること。

イ 想定区域の周辺には、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成28年4月環境省）が存在していることから、附帯設備に係る対象事業実施区域の設定に当たっては、鳥類及び海域生物への影響を回避するため、当該海域を除外すること。

ウ 建設機械による工事等の拠点となる港については、作業船等の往来に伴い大気汚染物質や騒音等が発生するおそれがあることから、環境影響を受ける範囲であると認められる地域に含めること。

(2) 複数案の絞り込み

ア 風力発電設備の規模、配置及び基礎構造の検討に当たっては、最新の知見・事例等の収集を適切に行い、計画段階配慮事項の項目ごとに環境影響の重大性の程度を整理すること。特に、基礎構造の検討に当たっては、工法を含めて行い、計画段階配慮事項として選定されていない「工事の実施に係る海域生物並びに地形改変等に係る地形及び地質」についても環境影響の重大性の程度を整理すること。また、それらの結果を踏まえて複数案の絞り込み等を行うとともに、方法書においてその検討内容及び結果を明らかにすること。【答申1(2)】

イ 風力発電設備の規模、配置、基礎構造及び工法を検討する際は、以下の事項に留意し総合的に行うとともに、その内容を表として整理すること等により、結果をわかりやすく示すこと。

(ア) 計画段階配慮事項のほか、経済性等の検討項目がある場合は、それらについても整理・検討の内容がわかるように示すこと。

(イ) 地域特性並びに調査、予測及び評価の結果を踏まえ、検討項目間の重み付けを明らかにするとともに、その理由を示すこと。

(ウ) 複数案ごとの順位付けが明らかとなるよう、数値化した整理に努めること。**【指導】**

3 各論

(1) 騒音 **【指導】**

予測及び評価の実施に当たっては、風力発電設備の出力、高さ及び配置を考慮すること。また、その結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、対象事業実施区域周辺の生活環境への影響をできる限り回避又は低減すること。

(2) 地形及び地質 **【答申 2 (1)】**

ア 風力発電設備及び附帯設備の存在により流向・流速の変化による九十九里浜への影響が懸念されることから、環境影響評価項目として選定すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺の情報が十分に得られるよう、岩盤や底質等に関する調査地点を密に設定した上で、適切に環境影響評価を行うこと。

(3) 鳥類及びコウモリ類 **【答申 2 (2)】**

ア 想定区域及びその周辺では、希少鳥類及び渡り鳥が確認されており、「着床式洋上風力発電の環境影響評価手法に関する基礎資料（最終版）（2018年3月国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）」では、風力発電設備付近を避けて飛翔する傾向があるとされていることから、複数の風力発電設備が設置された場合に生息環境への影響が懸念される。このため、最新の知見・事例等の収集を適切に行うとともに、専門家等の助言を受けて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減すること。

イ バードストライクに係る調査、予測及び評価の実施に当たっては、種ごとの行動特性や漁場に集まる習性を踏まえるとともに、季節、夜間を含めた時間帯及び荒天時や霧の発生を含めた天候を考慮し、最新の知見・事例

等の収集を適切に行うとともに、専門家等の助言を受けて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減すること。

ウ ブレード・タワーへの接触の予測及び評価において空域改変率を用いているが、当該改変率は想定区域の面積に大きく依存していることから、風力発電設備の外周を結んだ面積を用いるなど、当該設備の配置等を考慮した上で、より精緻に予測及び評価を行うこと。

エ ブレード・タワーへの接触について、主要な鳥類は改変空域よりも低い高度を飛行していることが確認されているとあるが、サギ科、カモメ科、ウミスズメ科などの鳥類の一部がブレードの回転高度を飛行し、当該鳥類の継続的なブレードへの接触が個体群の維持に影響するおそれがあることから、最新の知見・事例等の収集を適切に行うとともに、専門家等の助言を受けて、累積的影響を予測及び評価すること。

オ コウモリ類について、想定区域の周辺には、モモジロコウモリのコウモリ洞等が確認されており、想定区域を飛行することによるバットストライクの発生が想定されることから、最新の知見・事例等の収集を適切に行うとともに、専門家等の助言を受けて、環境影響評価の実施を検討すること。

(4) 動物（陸域）【答申2（4）】

鳥類及びコウモリ類以外の陸域を主な生息環境とする重要な動物については、陸域の改変を行わないことから、重大な影響はないと評価しているが、想定区域周辺の夷隅川河口等ではキイロホソゴミムシ等の希少な昆虫類も生息していることから、附属設備の設置による影響が懸念されることを踏まえ、調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 海域生物

ア 「着床式洋上風力発電の環境影響評価手法に関する基礎資料(最終版)」において、工事前と比較して工事中にスナメリの生息数の減少が報告されていることから、工事の実施に係る環境影響評価項目として選定すること。【答申2（3）】

イ 水の濁り及び水中音の影響について、専門家等の助言を受けて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減すること。【答申 2 (3)】

ウ 想定区域の海底では、海域生物の重要な生息地である藻場の発達や岩礁の卓越が想定されること、また、海底が最大約 7.2 ha (基礎構造部の改変面積) 改変されることにより、生息地の消失等の影響が懸念される。このため、当該生息地の全体像を把握できるよう、専門家等の助言を受けて、想定区域における海底の地形及び底質を含めた調査を行い、調査結果に基づき風力発電設備及び附帯設備の設置場所を検討すること。さらに、これらの設置場所付近では重点的に調査を行った上で予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減すること。【答申 2 (3)】

エ 想定区域及びその周辺はウミガメ類の生息環境として重要な地域であることから、最新の生息状況を把握している専門家からヒアリングを行うこと等により、適切に環境影響評価を行い、影響をできる限り回避又は低減すること。【答申 2 (3)】

オ ウミガメ類の調査に当たっては、日本ウミガメ協議会や地元のボランティアグループからもヒアリングの実施を検討すること。【指導】

カ いすみ市から御宿町の沖合の岩礁帯でのみ確認されている日本固有種のオオノアナメについて、専門家等の助言を受けて適切に調査を行い、分布等を把握した上で予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避すること。【答申 2 (3)】

キ 想定区域には藻場が存在しないことから直接改変による重大な影響はないと評価しているが、カジメの海中林が発達する器械根が想定区域に隣接し、また同区域内にも器械根と同様の環境が広く存在する可能性があることを踏まえ、調査、予測及び評価を行うこと。【答申 2 (3)】

(6) 鳥類及び海域生物 【指導】

洋上風力発電設備の設置は、新たな生息場所になることで海洋生態系にポジティブな効果が報告されている一方、近隣での漁獲量の低下や海中音

による忌避行動の誘発などネガティブな効果も報告されており、その影響は地域特性や動物種によって大きく異なる。また、集魚効果により鳥類の誘因も想定される。そのため、鳥類及び海域生物に係る予測については、不確実性の程度が大きいことが想定されるため、これらを踏まえた事後調査の実施を念頭に置いた現地調査を実施すること。

(7) 植物及び生態系（陸域）【答申 2（5）】

想定区域周辺の南房総国定公園や県立九十九里自然公園には、国指定天然記念物である太東海浜植物群落や自然性の高い植生が分布しており、附帯設備の設置による影響が懸念されることから、環境影響評価項目として選定すること。

(8) 生態系（海域）【答申 2（7）】

想定区域周辺に存在する器械根には藻場が確認されており、想定区域内にも同様の環境が存在する可能性があることから、環境影響評価項目として選定すること。また、専門家等の助言を受けて適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減すること。

(9) 景観【答申 2（8）】

ア 主要眺望点から眺望する日の出及び水平線について、地域の重要な観光資源であり、風力発電設備の存在による眺望景観への影響が懸念されることから、景観資源に含めること。

イ 太東崎及び八幡岬からの風力発電設備の見え方について、配置によっては景観的に大きな影響がある、あるいは周囲の景観とは調和しえないと予測されていることから、調査、予測及び評価の実施に当たっては、季節、時間帯、天候並びに風力発電設備の高さ、ローター直径、配置、向き及び基数を考慮すること。また、その結果を踏まえて環境保全措置を講ずることにより、影響をできる限り回避又は低減すること。

ウ 環境保全措置について、今後は風力発電設備の環境融和塗色の採用を検討することとされているが、当該措置がバードストライクに及ぼす影響も踏まえ、総合的に検討すること。

(10) 廃棄物

ア 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」の占有許可期間満了時に風力発電設備及び附帯設備の撤去が見込まれることから、環境影響評価項目として選定すること。【答申2(9)】

イ 廃棄物の発生量及び処理方法等を明らかにするとともに、工事計画の検討にあたっては、廃棄物の発生量の抑制、発生する廃棄物の減量化及び再資源化が図られるよう十分配慮すること。【指導】

4 その他

ア 事後調査及び環境監視について、事業計画の検討段階から十分に検討すること。【指導】

イ 大規模洋上風力発電事業は、国内事例が少ないため、先行事例として環境等に関する情報を公表するよう努めること。【指導】

ウ 風力発電設備及び附帯設備の設置にあたっては、地震及び津波のほか、過去の観測記録を上回るような最近の気象現象を考慮し、安全性を十分に確保するよう努めること。【留意事項】